

交通安全通信

第六十六号(冬号)

年末の交通安全県民運動

【期間】

令和六年十二月十五日から、
三十一日の十七日間

【目的】

県民一人一人が、安全を第一に考え、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図る

【スローガン】

安全を
つなげて広げて

事故ゼロへ

【運動の重点】

一、歩行者と自転車の安全確保

二、夕暮れ時と夜間の交通安全

交通事故防止

三、飲酒運転等危険運転の根絶

四、自分自身と相手を守る

交通ルールとマナーの徹底

人も車も自転車も

清水警察署

交通課 金石係長より



自転車のスマホ・酒気帯び
罰則強化

令和六年十一月一日、

改正道路交通法施行



地域交通安全センター
スルガ自動車学校

〒424-0204
静岡市清水区興津中町522-1
Tel.0120-017-120

●改正点

①、スマートフォン等を使用しながらの自転車の運転に対する罰則が強化された

②、自転車の酒気帯び運転が罰則の対象となった

ことです。酒気帯び運転については、酒類の提供、同乗、自転車の提供についても罰則の対象となりました

●増え続ける自転車事故

人身交通事故の発生数は減り続けていますが、自転車に係る事故は、ここ数年増加に転じ、人身交通事故全体のおよそ四分の一を占めています。交通事故にならなくても、ルールを無視した危険な自転車に遭遇して、ひやりとした方もいるでしょう。

ルール無視やルールを知らないことが大きな問題となっています。

●罰

スマホ等を使用しながらの運転は六カ月以下の懲役または十万円以下の罰金、酒気帯び運転は三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金となります。自転車の提供者・同乗者・酒類提供者も懲役又は罰

金となります。

●「スマホ等を使用しながら」とは

スマホ等を手で保持して、通話する行為、画面を注視する行為を指します。



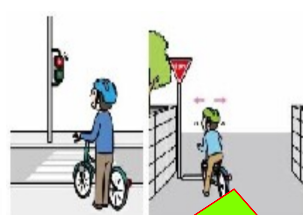
●ルールを守って交通事故防止

交通事故の怖さを知っている人なら、絶対に「ながら運転」や「酒気帯び運転」は出来ないはずです。たかが自転車、されど自転車。運転に対する責任の重さは、車と変わりません。何のためのルールで、なぜ守るのか、交通事故を起こす前に考えてみてください。



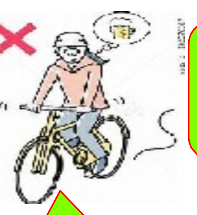
自転車安全利用五則

① 自転車は車道が原則、左側を通行／歩道は例外、歩行者を優先



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③ 夜間はライトを点灯



④ 飲酒運転は禁止

⑤ ヘルメットを着用

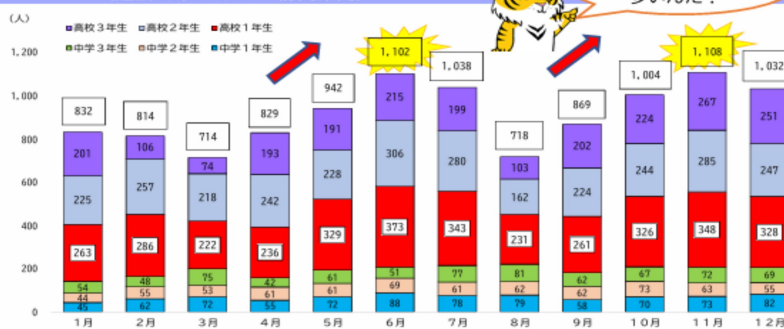


中・高校生の自転車事故が毎年多くなる時期です。楽しい学生生活を続けるためにも、自転車に

自転車に乗る時は、「自転車用ヘルメット」の着用を！

※静岡県ホームページより参照

中学生・高校生の自転車事故 月別 死傷者数 (過去10年 H26-R5・静岡県内)



中・高校生のみなさん、自転車事故に注意！

乗る時には「一時停止を守る」「スマホ等のながら運転をしない」など、安全運転に努めましょう。
※こんな運転も禁止です！
「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」だけでなく、次のような運転も重大な事故につながりかねない危険な行為です。絶対にしないでください。

傘さし運転 (5万円以下の罰金等)

イヤホンやヘッドフォンを使用して運転 (5万円以下の罰金)

2人乗り (5万円以下の罰金)

並進運転 (2万円以下の罰金又は料)

海上保安庁より

お知らせ

「毎年1月18日を「118番の日」として広く国民の皆様へ周知しています」

118番は警察・消防の110番・119番通報と同じように海上保安庁への緊急通報ダイヤルです。陸上と異なり目標物の少ない海上や海岸で自分の現在地を正確に伝えることはとても難しいことです。118番にて通報を受けた際は、緊急通報位置情報通知システムにより、おおよその発信位置が把握できます。また、通報に使用する携帯電話のGPS機能が「ON」であれば、より正確な位置が特定できるため、速やかに巡視船艇・航空機を救助に向かわせ、迅速な救助に繋がる可能性が高くなります。

【最近の事故】

立入禁止場所や危険な場所での事故が増えています。沖にある防波堤やテトラポットに無断で侵入し釣りをしている人がいます。そういった場所で波によって足を取られるなどして海中転落する事故が発生しています。

【事例】

防波堤に船で侵入し夕方から夜にかけて4人で釣りをしていた際、1人が消波ブロック上から滑り落ち海中転落し、同行者の名に引き上げられたが亡くなる事故がありました。事故者は救命胴衣を着用しておらず消波ブロックに挟まりうつ伏せ状態で発見されました。消波ブロック上は足場が不安定で海水で濡れているため滑りやすく、暗くて見えにくい状況という大変危険な場所で釣りをしていました。

【事故防止】

立入禁止場所・危険な場所に入らないことがまず大切です。「よく釣れるから」「前は入れたから」といった理由が入っていない理由にはなりません。危険だから立入禁止になっています。事故に遭わないためにもまずは立入禁止場所・危険な場所に入らないようにしましょう。

次に釣りをするときには救命胴衣を着用しましょう。釣りを行う場所には波や風の影響を受け海中転落する危険性があります。「自分は大丈夫」という漠然とした気持ちでは安全には繋がりません。救命胴衣を着用していれば海に落ちても浮いて救助を待つことができます。

万が一の事故に備えて確実に着用するようにしましょう。



釣り中の事故防止のポイント

- ① ライフジャケットの着用
- ② 連絡手段の確保 (防水バック入り携帯電話など)
- ③ 緊急時における118番通報
- ④ 無理をしない
- ⑤ 単独行動をしない
- ⑥ 立ち入り禁止区域に入らない
- ⑦ 釣り行動計画を第三者に伝える

親御様へ

令和六年(2024年)十一月から自転車運転中の「ながらスマホ」の罰則が強化し、「酒気帯び運転」の罰則が新設されました。自転車の危険行為によって事故の相手方を死亡させてしまうこともあります。

今一度、お子様を含めてご家族全員で自転車の運転に関するルールを確認して下さい。また、保険にも加入し、いつまでも安全に快適に自転車を利用して下さい。